

## 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価の実施について

## 【目的】

地域公共交通活性化・再生事業に関する事後評価は、法定協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業を行うに当たって、地域における主体的な取組み及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されることを目的に実施する。

## 【内容】

## ＜一次評価の実施＞・・・協議会

## ● 調査事業に係る事後評価項目（事業の実施状況の確認・評価）

## Ⅰ 総合評価

## Ⅱ 地域公共交通総合連携計画策定調査の総合性・整合性

## ① 調査の範囲

## ② 地域公共交通に関する目標の設定

## ③ 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

## Ⅲ 自立性・継続性

## ① 事業の実施に向けての準備

## ② 事業の実施環境

## Ⅳ 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

## ① 協議会における審議体制等

## ② 協議会における審議

## ③ 地域関係者の実質的な合意形成

## ＜二次評価の実施＞・・・中国運輸局

## ● 第三者評価委員会による評価の実施

## 【スケジュール】

## ● 事後評価票の報告（協議会 ⇒ 中国運輸局）・・・1月末日

↓

## ● 第三者評価委員会の開催（中国運輸局）

↓

## ● 協議会に対して評価結果の通知，助言等（中国運輸局 ⇒ 協議会）

↓

## ● 事後評価結果の公表（協議会）

【報告様式】・・・別紙1，調査事業に係る事後評価記載様式のとおり